

九州国際医療機構 規約

(名称)

第1条 本機構は九州国際医療機構（英文名 Kyushu International Medical Organization 略称「KIMO（カイモ）」）（以下機構）と称する。

(目的)

第2条 機構は、健康保険制度の望ましい運用の元、医療分野の国際交流を推進することで、九州及び日本の人々並びに訪日外国人及び在留外国人の健康・福祉の向上や、医療水準の向上並びに経済発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 機構は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医療機関における外国人患者受入れ体制整備に関する事業
- (2) 外国人患者に対する医療コーディネートの支援事業
- (3) 前各号を推進するために必要な人材育成・情報提供・広報・連携活動等に関する事業
- (4) その他、機構の目的を達成するために必要な事業

(構成員)

第4条 機構に、次の種別の会員を置く。

- (1) 会員 本機構の趣旨に賛同し、医療渡航者受け入れに意欲を持つ、医療機関等法人または個人
 - (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する医療機関等法人または個人で(1)以外のもの
- 2 機構に正会員又は賛助会員として入会を希望するものは、別に定める入会申込書を代表理事に提出し、代表理事の承認を得て入会することができる。

(役員)

第5条 機構に、次の役員を置く。

- (1) 代表理事（1名）は、機構を代表し、会務を総理する。
 - (2) 理事（30名以内）は、会務の執行にあたる。
- 2 役員は、会員の互選による。
- 3 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

(顧問及び参与)

第6条 機構に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、代表理事が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、機構の事業促進について協力する。

(会議)

第7条 総会は、必要に応じて代表理事が招集し、議長となる。

- 2 総会は、会員の過半数の出席を以て成立する。
- 3 総会は、機構の重要事項を審議・決定する。

第8条 理事会は、機構の業務執行の決定に関する事項を審議する。

- 2 理事会は、代表理事及び理事をもって構成する。

第9条 機構の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、理事の指名する者で構成する。

(経費)

第10条 機構の経費は、会費、負担金、補助金、その他収入をもって充てる。

- 2 機構の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(会費)

第11条 本会の活動を維持するため、会員は毎年、年会費を納めるものとする。

- 2 会費は、会員 年額 50,000 円、賛助会員 年額 30,000 円とする。

(事務局)

第12条 機構の事務局は、一般社団法人九州経済連合会内に置く。

- 2 事務局に事務局長および所要の職員を置き、代表理事が委嘱する。
- 3 事務局の事務処理に関し、必要な事項は代表理事が別に定める。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会議を経て代表理事が定める。

附則

1. この規約は機構設立の日（2019年2月6日）から施行する。
2. 当面の期間、総会は開催せず、理事会及び幹事会が審議を代行する。